

離婚協議書の書き方

ご自身でも書くことができる!
離婚協議書の説明書です!
・間違いやすいポイント
・注意すべきポイント などを、まとめています。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC

離婚協議書の書き方 離婚の合意・親権者

書き方

第1条 (離婚の合意・親権者)①

甲と乙は、甲乙間の【長男(平成 年 月 日生)・長女(平成 年 月 日生)】の親権者をいずれも【父・母】である【甲・乙】と定めて協議離婚することを合意し、協議離婚届出用紙に署名押印の上、【甲・乙】はそれを【乙・甲】に託し、【乙・甲】は速やかにその届出をする。②

①子供の名前を記入し、親権者を決定する

長男、長女の部分は、次男、次女とすることも、追加で記載することもできます。また、子供が複数いる場合には、「いずれも」使用し、一人の場合には、不要です。

②協議離婚届出用紙の提出者を決定する

協議書を書いただけでは、離婚にならず、提出して初めて離婚が成立します。なので、協議離婚書の中に届け出ることまで明記する必要があります。

ここに注意！！

父親は親権がとれない？

乳幼児の場合は、親権は母親が優先されるケースが多くみられます。

しかし、裁判所は現在の子育ての状況も考慮します。

したがって、実際に父親が子育てをしている場合には、父親が親権者になれる可能性は十分にあります。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC

離婚協議書の書き方 養育費

書き方

第2条 (養育費)

- 1 【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、前項記載の子らの養育費として、(1人につき)
① 月額 万円を、平成 年 月から同人がそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、毎月 日限り、銀行 支店の 名義の普通預金口座(口座番号)に振り込んで支払う。振込手数料は【乙・甲】の負担とする。
- 2 上記子らの進学・病気・事故等特別の出費を要する場合には、その負担につき当事者間で別途協議して定める。

①養育費の支払い金額と支払い開始日を記入する

協議により合意した金額を書きます。相手に支払う意思があるのであれば金額はいくらでもかまいません。

算定表は争いになった場合の目安ですが、協議離婚の場合にも基準として活用できます。また、支払いはいつでもかまいませんが、離婚直後の当月末から支払いを依頼される方が多いです。

②毎月の支払い日、振込先銀行名・口座番号を記入する

手数料の負担者まで決めておきましょう。

☆なお、特別出費に関しては、将来わからないことをこの段階で協議していると、離婚自体ができなくなってしまうため、「別途協議」と記載します。ただし、それでは将来不安と感じるのであれば、弁護士に相談して下さい。

ここに注意！！

養育費の算定表はあくまでも基準です

多くの方が養育費の算定表をもとに計算しています。

算定表の基準をご存知でしょうか？算定表は公立学校の学費を基本に算出されています。

もし、お子さんが私立学校に通っている場合、塾に通っている場合、受験を控えている場合などは算定基準よりも多くの金額を請求できる可能性があります。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC



離婚協議書の書き方 面接交渉

書き方

第3条 (面接交渉)

- ① 1 【甲・乙】は【乙・甲】が第2項記載の子らと、月に 回(程度)面接することを認め、
その日時・場所・方法については、この福祉に配慮し、当事者双方で協議して定める。

①子供たちとの毎月の面接回数を決定する

日時・場所・方法などは決定したら協議書の中にまとめて書きましょう。

第2項として、書くこともできます。

バリエーションについてもいくつかございますので、悩まれた場合には、ご相談ください。

ここに注意！！

面接交渉権を放棄することはありません

親権が取れなかったとしても、もちろん子供に会う権利はあります。

中には「年1回しか会わせない」「二度と会わせない」と感情的になっている場合もありますが、月1回の面接交渉権は確保できる可能性があります。

あきらめずに交渉しましょう。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC

離婚協議書の書き方 解決金・慰謝料・財産分与①

書き方

第4条 (解決金・慰謝料・財産分与①) ①

1 【甲・乙】は【甲・乙】に対し、本離婚に伴う(解決金・慰謝料・財産分与)として、
金〇〇〇万円の支払義務があることを認め、これを平成 年 月 日限り
(平成 年 月から平成 年 月まで毎月 日限り月額 万円ずつ)、
銀行 支店の【甲・乙】名義の普通預金口座(口座番号)に振り込んで支
払う。振り込み手数料は【甲・乙】の負担とする。

①解決金・慰謝料・財産分与の条件を記入する

慰謝料と財産分与の金額を合計し、解決金としてまとめてしまう場合もあります。
慰謝料と財産分与の内訳を明確にしたい場合には2項に分けて記載します。

②振込み期日、振り込み先銀行を記入する

振込み先銀行は支店、名義、口座番号も記載します。
振込み手数料の負担者も決定します。

ここに注意！！

慰謝料を多く払いすぎて(請求しすぎて)いませんか？

精神的・肉体的苦痛に対して、多くの慰謝料を請求したい気持ちはよくわかります。
しかし、慰謝料の相場は多くても300万円です。

もしも、300万円以上の慰謝料を請求されたら減額できる可能性が高いでしょう。
もちろん、相場以上に請求できる場合もあります。

例えば、相手から離婚したいと言われ、相手が早く離婚をしたがっている場合には、
慰謝料を増額できる可能性があります。例えば、夫が提示してきた金額が150万
円でしたが、相手は早く離婚をしたがっていたので、300万円まで増額することが
できた事例もあります。

相手がどれだけ強く離婚を望んでいるかを見極めることが重要です。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC

離婚協議書の書き方 解決金・慰謝料・財産分与②

書き方

- ③ 2 【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、本件離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録記載の不動産を分与する。
- 3 【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、前項記載の不動産について、本日財産分与を原因とする【所有権・持分権】移転登記手続をする。登記手続費用は、【甲・乙】の負担とする。

③財産に不動産がある場合、別紙に物件目録を作成する
物件目録は、登記簿の記載どおりに作成する必要があります。
住宅ローンがある場合、どちらがその支払い義務を負うかを記入することもあります。

④所有権または持分権のいずれかを記載する
この際、登記手続き費用の負担者も決定する。
移転登記手続をする際には、銀行や地主の承諾が必要な場合がありますので、注意が必要です。
※全部の譲り渡しの場合は、所有権と部分的に譲り渡しの場合には、持分権を選択します。

ここに注意！！

全ての財産を把握していますか？

財産分与の際に重要なのは、「相手名義の財産」を全て把握することです。
相手が財産を隠しているということもあります。
まずはしっかりと調査して全ての財産を明らかにしましょう。

不動産の財産分与はどうすればいいの？

不動産を分ける場合の方法は工夫のしどころがたくさんあります。
不動産の代わりに現金でもらう場合もあれば、不動産の所有権をもらい、且つ残
ローンを相手に払ってもらおうといったケースもあります。

退職金を見落としていませんか？

相手の定年が近い場合(50歳以上が目安)には、退職金も財産分与の対象になります。
見落としがちなので注意しましょう。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC



離婚協議書の書き方 年金分割

書き方

第5条 (年金分割)

- ① 甲と乙間の別紙記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。

(当事者双方は、年金分割事件の申し立てをしない。)

①按分割合は、0.5を限度として協議で決めることができる

ただし、年金分割の按分割合に納得ができない場合には、審判申し立てをすれば、ほとんどの場合0.5という審判があります。

★「年金分割事件の申し立てをしない」と記載することで、ここで協議がまとまらなかった場合、あとから審判に申し立てをし、後々年金分割の請求をされないようにします。

(夫側に考慮した条文となる)

ここに注意！！

年金分割は共済年金にも注意

年金分割は単純ですが、厚生年金と共済年金に加入している場合、厚生年金だけを分割して終わっていることもあります。

両方加入している場合には注意が必要です。



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC

離婚協議書のチェックサービス

★当所では、離婚協議書のチェックサービスを行っています★

当人同士で話はまとまっても、専門家から見ると妥当な協議内容ではないことも多々あります。

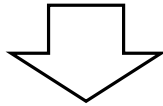
ご相談にいらっしゃる前は…

- ・「もうこれ以上離婚のことで相手とはなしたくない」
- ・「約束は守ってくれる人だから、協議書にしなくても大丈夫」
- ・「二人で話し合っただけだからもうしょうがない」

と思われている方もいらっしゃいます。

離婚後に一人で生計を立てていくにしても、新しいパートナーと生活していくにしても、**自分自身が不利にならないように、法律的に妥当な内容で離婚し、その協議内容が将来にわたって効力を発揮するように**専門家が離婚協議書をチェックします。

本サービスをご利用いただいた方の声



「財産分与で500万円くらい貰えれば十分と思っていましたが、法律的にもっと貰えることが分かり、再協議の結果2000万円も貰うことができました。」

親権だけは欲しかったのですが、相手が譲らないので諦めていました。しかし、法律的に親権がとれる可能性があると分かり、最終的には親権をとれました。

雛形を参考に作成しましたが、不安で先生にチェックしてもらいました。少しの表現の違いで不利になる可能性があるを知り、協議書を変更していただきました。



料金：50,000円（税抜）

丸の内ソレイユ法律事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビルディング4F

TEL 03-5224-3801

Email office@maru-soleil.jp



弁護士法人

丸の内ソレイユ法律事務所

Marunouchi Soleil Law Office PC